

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市小須戸地区ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 39 号

新潟市小須戸地区ふれあい会館条例の一部を改正する条例

新潟市小須戸地区ふれあい会館条例（平成 16 年新潟市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

区分	使用料の額（円）			
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで）	1 日（午前 9 時から午後 9 時 30 分まで）
多目的ホール	1,410	2,350	2,820	6,580
研修室	470	710	940	2,120
調理実習室	710	940	1,410	3,060
和室	470	710	940	2,120

別表備考 6 中「100 円」を「10 円」に、「50 円」を「5 円」に改め、同表備考 7 中「3,000 円」を「1,410 円」に、「4,000 円」を「1,880 円」に、「10,000 円」を「4,700 円」に、「1,000 円」を「470 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市小須戸地区ふれあい会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市小須戸地区ふれあい会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。